平成２３年（フ）第５１４６号
大阪市天王寺区空堀町２番６―602号
破産者　スタジオ大創こと　塩田　一則
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３６号
大阪府豊中市旭丘３番１―108号
破産者　グローバルアートこと　堺　　章記
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６１号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目３番608号
破産者　髙橋　裕樹
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６７号
大阪府和泉市弥生町２丁目５番35号
破産者　霜野　謙一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５１号
大阪市大正区泉尾５丁目15番５号
破産者　越智工業所こと　越智　敏昭
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６０号
大阪府豊中市東豊中町６丁目４番22号
破産者　ダスキン小林こと　小林　達也
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６４号
大阪市中央区松屋町住吉６番18号　ｓｌａｔ201号
破産者　アン　プリュス　アンこと　近藤　哲士
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８０号
大阪市生野区勝山北５丁目７番９号
破産者　金良姫こと山城理香こと　宮本　理香
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２８号
大阪市平野区加美東６丁目10番20号　諸藤方
破産者　辻村かつみ
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４４号
大阪市住吉区清水丘２丁目25番７号
破産者　岡本　清志
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４５号
大阪市住吉区清水丘２丁目25番７号
破産者　岡本アサ子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８１号
堺市中区福田1289番地４
破産者　粂原　哲也
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
堺市南区赤坂台６丁26番２号
破産者　桝本　隆則
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
兵庫県三田市友が丘２―３―１、開始決定時の住所堺市中区伏尾36番地６
破産者　石井　淳一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
堺市堺区一条通15番15号　レグルス402号
破産者　吉谷　一郎
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
堺市堺区一条通15番15号　レグルス402号
破産者　吉谷美惠子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８８号
大阪府高石市取石３丁目12番５号
破産者　ボイスベーカリーこと　金江　信次
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５３号
大阪府富田林市五軒家２丁目16番20号　101、前住所大阪府富田林市藤沢台１丁目１番318―201号
破産者　川口タイルこと　川口　　均
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
広島市西区己斐本町２丁目10番20―201号　藤田アパート
破産者　鈴木　京香
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県今治市玉川町中村甲670番地１、開始決定時の住所愛媛県今治市玉川町中村甲656番地２
破産者　浮穴　　諭
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部